緑川貴士議員と森下NHK経営委員長との質疑抄録（原稿起こし）

（2020年3月16日、衆議院総務委員会）

インターネット中継録画

<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=49942&media_type>

（7時間26分46秒～）

（作成者：醍醐　聰）

①（緑川）　番組に関する議論をしていないということは言えるわけがないんですよ。もうどなたかの発言でなくても、２ページの補足資料のところで、例えばですね、どうしても番組内容を確認せざるをえない場合がある、と明らかに個々の番組に対して内容について触れている発言があるじゃないですか。

　ガバナンス体制を検証するためにといいますけれども、監督する経営委員会が番組の編集権を持つ執行部のトップの当時の上田会長を呼んで、出席する委員の前で、全出席です、番組の作り方に問題があると執行部は考えるべきだと批判しているんです。

番組をどう作るかは、当然、番組の編集にも関わってくる話じゃないですか、委員長。

②（森下）　２０１８年の郵政三社からの申し入れに関するやりとりにつきましては、申し入れ文書のなかに書かれておりましたSNS動画等につきまして、経過、状況を確認するために意見交換を行ったものでありまして、そういった意味で意見交換のなかで過去の番組に触れたことがあったということでございます。

③（緑川）　全くの奇弁ですね。番組は過去に対する意見であろうがですね、これは番組は続くんですね。今後、放送予定だったと言われているものが中止になっている。過去の番組への意見だったとしても、現場が萎縮すれば、報道はできないことになるんですよ。

　経営委員は番組内容に触れてはいけない、放送法を理解されているでしょうから、当然、この認識はあるでしょうから、認識があろうがなかろうが、経営委員の立場で、番組の内容に触れて、しかも、郵政三社の不満の本質は取材内容だとも、この議事で意見が出ている。その上で、最後、上田会長を呼んで、郵政三社にご理解いただける対応ができていないことについて、経営委員会としては誠に遺憾に思っている。会長に対し、必要な措置を講じるよう、厳しく伝え、注意することにします、と厳重注意をしたわけです。

　それでも上田会長は納得がいっていなかった。経営委員会の決議事項において、業務執行のすべての権限がある会長に対して、特定の内容の指示はできないんですよ。措置を講じるという指示を含めた注意自体が放送法３２条で禁止する干渉、規律付けそのものに当たります。番組への干渉そのものでしょう。

④（森下）　執行部による動画の公開終了や（特集？）では、取り上げないということは２０１８年４月～８月にかけて行われたものでございます。経営委員会による上田前会長への注意は１０月でございますので、番組の取材や（？）に影響したとは考えられません。

　経営委員会としては、あくまでも指摘されたガバナンスについて議論をした、それについて注意をしたということでございます。

⑤（緑川）　あなたが形としておっしゃるガバナンスの中身は明らかに番組への意見のボリュームが多いですね。資料を見ても。この番組への意見という形が、結局は注意という形につながります。

　同じ意見として併せて看過できないのは、経営委員会で森下委員長〔代行〕がこう言っているともいわれています。ネットをうのみにし、現場を取材していない。

　私は秋田県なんですけれども、放送局で５年前まで記者も経験しておりました。公共放送の報道においても、取材というのは重要なプロセスです。情報のウラをとって放送するというのは当然のイロハ。

　かんぽ不正報道でも不正販売の被害者、郵政グループの幹部の取材をしていたにもかかわらず、誤った認識のもとで、ご発言されました。現場の取材陣の努力に対する発言としては、あまりにすぎるお言葉であろうと思いますが、経営委員会のトップとして、どのようにお考えですか？

⑥（森下）　非公表を前提とした意見交換でございますので、誰が何を発言したか、具体的なやりとりを公表することは差し控えさせていただきたいと思います。

　その上で、さきほどお話しましたように、SNS動画について、ガバナンスが利いていない、返事が２か月近く返ってこないというお申し出がございましたので、それについて検討するために、SNS動画の状況等を確認するために意見交換を行ったものでございます。

⑦（緑川）　ガバナンスは関係ないじゃないですか、ここでは。

　ネットの情報をうのみにして現場が取材しているんじゃないかという発言自体に対しての委員長のご認識を求めているんですよ、もう一回。

⑧（森下）　＜⑥の答弁の繰り返し＞

～　以下、省略　～